

小規模企業者の設備投資を支援します

西脇市では、市内に本店または事業所がある小規模企業者等が、事業の拡大や高度化を図る目的で、新たに機械、装置を購入する資金の一部を助成する「西脇市小規模企業者等設備投資促進事業」を実施します。

◆補助対象者

次の①～③をすべて満たす小規模企業者等が対象となります。

- ① 市内に本店または事業所を有する製造業のうち小規模

企業者等で、市内で10年以上継続して事業を営んでいること

※製造業以外の業種を兼業している場合は、直近1事業年度分の製造業の売上高が最上位であること

- ② 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者ではないこと
- ③ 市税等を滞納していないこと

◆補助対象設備

次の要件をすべて満たす設備が対象となります。

- ① 市内の本店または事業所に新たに設置する設備
- ② 西脇市の償却資産課税台帳に登録されるべき設備(平成25年12月31日までに設置が完了し、平成26年度の償却資産課税台帳に新たに登録されるべきもの)

◆補助金額

補助対象経費の10%を補助金として交付します。

① 小規模事業者(従業員20名以下)または個人事業者の場合：補助金額の上限は

300万円(取得価格合計額300万円以上)

② 中小企業団体の場合：補助金額の上限は500万円(取得価格合計額500万円以上)

◆手続の流れ

- ① 事業認定の申請
- 補助対象事業を開始する前に、市への申請が必要です。申請に必要な用紙は商工労働課窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
- ② 補助金交付申請
- 申請内容の審査を行い、その結果を通知します。採択された場合、速やかに交付申請を行っていただきます。
- ◆受付期間
- 5月1日(水)から申請を受け付けます。
- ※本事業は、市の予算の範囲内での助成となります。募集する事業の経費が市の予算額に達した時点で募集を締め切ります。
- ▼申請・問合せ
- 商工労働課
- (市役所内線281)

中小企業経営者、勤労者の皆さんへ市の融資制度を紹介します

西脇市には、次の3つの融資制度があります。保証料の補給や低利で融資が受けられます。対象者や融資条件をお知らせしますので、ぜひ利用をご検討ください。

中小企業事業資金融資制度

- 中小企業者の皆さんに、事業資金を低利で融資し、保証料の半額を市が負担します。
- ▼対象 ① 市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業所を経営している方 ② 兵庫県信用保証協会の保証対象業務を営んでいる方 ③ 市税完納者
- ▼融資限度額
- 運転資金1,000万円▽設備資金1,500万円▽運転資金と設備資金の併用の場合1,500万円▽無担保・無保証人融資1,000万円
- ▼融資期間
- 融資金額が1,000万円以下の場合5年以内▽1,000万円を超える場合は7年以内
- ▼貸付金利(固定金利)
- 年1・45%
- ▼信用保証料補給
- 兵庫県信用保証協会の保証

料の半額を市が負担します。

▼問合せ 商工労働課

(市役所内線281)

勤労者住宅資金融資制度

勤労者住宅の建設・購入などのための資金を低利で融資します。

▼対象 ① 同一場所に1年以上上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方 ② 市内に自己の住宅を建築(増改築を含む)または購入する方 ③ 20歳以上60歳未満の市税完納者

- ▼融資限度額
- 2,000万円
- ▼融資期間
- 35年以内
- ▼貸付金利(固定金利)
- 年1・92%
- ▼問合せ 商工労働課
- (市役所内線281)

西が丘勤労者住宅資金融資制度

野村町西が丘市有分譲宅地を購入し、住宅を建築される勤労者に資金を融資します。

- ▼融資限度額
- 3,000万円
- ▼融資期間
- 35年以内
- ▼貸付金利(固定金利)
- 年1・92%
- ▼問合せ 西が丘現地案内所
- (☎24,1616)

※これらの融資制度は、申込みが予定件数に達した時点で締め切る場合があります。

平成25年度の市役所各課の業務をお知らせします

課などの名称	主な業務内容	場 所	
ふるさと創造部	行政経営室	行財政改革、事務事業評価	本庁舎 2階
	企画政策課	市政の総合企画・調整、総合計画、公共交通、ふるさと納税、日本のへそ、広域行政・定住自立圏構想	
	西が丘複合施設建設準備室	西が丘複合施設の整備	
	宅地分譲室	西が丘の宅地販売	
	防災対策課	防災計画、自主防災組織、災害対策、防災行政無線、消防団、危機管理	まちづくりセンター 1階
情報政策課	地域・行政の情報化推進、統計調査、地上デジタルテレビ放送対策		
まちづくり課	区長会・自治会、市民主役のふるさと運営、自治基本条例、コミュニティ活動・NPO支援、中心市街地活性化	まちづくりセンター 1階	
	人権室		人権擁護、隣保館
総務部	秘書広報課	市長・副市長の秘書、都市親善・交流、広報にしわきの発行、記者発表、要望書の受付、法律・行政相談、市のホームページ、パブリックコメント制度	本庁舎 2階
	総務課	職員の人事・給与・研修、例規、文書管理、情報公開、個人情報保護	
	財政課	予算の編成・執行管理、市有財産の管理、工事等の入札・契約	本庁舎 1階
	税務課	市民税・固定資産税・軽自動車税などの課税、各種税証明書の発行	
福祉生活部	福祉総務課	民生・児童委員、生活保護、日赤、戦没者・戦傷病者の援護、障害者福祉	本庁舎 1階
	長寿福祉課	介護保険、在宅高齢者福祉、地域包括支援センター	
	児童福祉課	保育所、児童手当、家庭児童相談、母子福祉、母子・DV相談	
市民課	戸籍、住民登録、印鑑登録、各種証明書などの発行、埋火葬許可、在留関連届、外国人登録、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療	健康づくりセンター	
健康課	健康づくりの推進、健診、予防接種、母子・老人・成人保健、食育、救急医療、地域医療		
建設経済部	生活環境課	環境の保全・美化、公営墓地、犬の登録・注射、交通安全、防犯、消費生活・多重債務相談、再生可能エネルギーの利活用、犯罪被害者等の支援、簡易専用水道・専用水道・特設水道	本庁舎 1階
	建設総務課	用地の取得・補償、官民境界、地籍調査	
	都市住宅課	都市計画、公園の整備・管理、市街地整備、屋外広告物、市営住宅、建築確認申請・開発許可、市有公共施設の設計建築・営繕	本庁舎 3階
	地域整備課	道路・河川の新設・改良・維持・占用、市道の認定、土木災害の復旧、法定外公共物の占用、土地改良、交通安全施設の整備、県の道路、河川事業の調整	
	農林振興課	農業・林業の振興、有害鳥獣対策、治山事業、農業近代施設、米の生産調整	本庁舎 4階
地産地消推進室	地産地消の推進、有機の里づくりの推進、北はりま農産物直売所、土づくりセンター、畜産の振興		
商工労働課	商工業・地場産業の振興、中小企業対策、雇用促進対策、企業誘致、勤労者福祉、観光振興、へその西脇・織物まつり、日本のへそ日時計の丘公園、中畑人間ファミリー園	第2庁舎	
管理課	水道の開閉栓・検針、水道料金・下水道使用料の賦課・徴収		
工務課	上下水道施設の整備・維持管理、水質管理、下水道の普及啓発	西脇病院	
西脇病院	地域の中核病院及び災害拠点病院としての医療の提供		
老人保健施設	しばざくら荘の施設運営、療養サービスの提供	老人保健施設	
会計課	公金の出納・保管、決算の調製、地図の販売	本庁舎 1階	
統括検査官	工事等の検査		
教育委員会	教育総務課	教育委員会の会議、教育行政の総合企画、奨学資金、学校給食、学校園施設の維持管理	まちづくりセンター 2階
	学校教育課	教職員の人事、学校園の指導・助言、就学援助、幼稚園預かり保育	
	教育研究室	教育の振興、教職員の資質向上、教育課題の調査研究	
	生涯学習課	社会教育の振興、芸術文化の振興、男女共同参画、学童保育、スポーツの振興、体育施設の管理運営、市民会館、経緯度地球科学館、音楽ホール、天神池スポーツセンター	総合市民センター
	人権教育室	人権教育、人権啓発	
	生活文化総合センター	図書館、郷土資料館、古窯陶芸館の管理運営	
中央公民館	各種教養講座、高齢者大学、子育て学習センターの運営	総合市民センター	
青少年センター	青少年健全育成、非行防止、成人式、教育カウンセリング、青年の家		
議会事務局	市議会の事務、調査資料の収集、議会だよりの発行	本庁舎 2階	
監査・公平委員会事務局	定期監査・決算審査等の各種監査事務、職員の不服申立て等の審査		
選挙管理委員会事務局	各種選挙の執行・管理、選挙啓発	本庁舎 4階	
農業委員会事務局	農地法に基づく許可申請、農家証明等の発行、農家相談、農業者年金		
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産の評価に関する不服の審査	本庁舎 1階	